

通番	大分類	分類番号等	内容	議論の概要	御指摘事項	主担当省庁	対 応 案	対 応 案 と す る 理 由
C-1	H 運輸業、郵便業	中分類46総説 4611	説明文	ドローンによる空輸サービスはまだ実現化していないが、産業分類の次期改定(第14回改定)時には市場規模が拡大していることが見込まれる。 (H29. 12. 22開催 第7回生産物分類策定研究会)	平成27年(2015年)12月、改正航空法施行により航空法に「無人航空機」が規定され、ドローンに関して飛行ルールが定められる等、ドローンが法律で明確に規制されることとなった。 現行の産業分類は平成25年(2013年)に改定されたため、ドローンによる空輸サービスは設定されていない。また、ドローンによる空輸サービスを行う事業所が分類される適当な分類が大分類H-運輸業、郵便業にはないため、検討する必要があるのではないかと。	国土交通省	現行のままとする。	無人航空機(ドローン等)の飛行の安全を確保し、その利活用を拡大する観点から、ドローン等の飛行に係る法令改正が実施されているが、ドローンによる空輸サービスは、現在、各企業が配送実験等を行っている段階であるため。
C-5	F 電気・ガス・熱供給・水道業	—	新設	国際分類(生産物分類)において、電気・ガスの小売業も同じ大分類に該当するように構築されているので、我が国においても国際分類と同様に電気・ガスの小売業を同じ大分類に設定することとする。 (H30. 3. 6開催 第9回生産物分類策定研究会)  電気とガスの小売は、現行の産業分類上では小売業に分類されているが、これは現行の産業分類改定時に電力及びガスの小売自由化がなく、電力を発電している会社が電力を売っていたので大分類F-電気・ガス・熱供給・水道業に分類されていたためである。 このように、電気とガスの小売は産業分類と生産物分類の関係において異なった大分類に設定しており、これらの整合性をどのように図るかという問題は、産業分類の問題でもある。 (R元. 6. 24開催 第21回生産物分類策定研究会)	大分類F-電気・ガス・熱供給・水道業に、電気・ガスの小売業を把握する分類を設定する。	経済産業省	左記御意見を踏まえ、大分類F-電気・ガス・熱供給・水道業に、電気・ガスの小売業を新設することとしたい。	「サービス分野の生産物分類」(平成31年4月決定)における電気業及びガス業の生産物分類との整合性を図るため、「電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)」及び「ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)」の改正を踏まえた現行の事業実態に即応した区分設定が必要であるため。
C-7	E製造業 I卸売業、小売業	—	—	ファブレス企業について、産業分類では卸売業に位置付けられるが、SNAでは全ての過程において原材料及び製品の所有権を保持し変更がなければ、製造加工を委託しているとしても製造業として整理する余地があるとしている。 生産物分類は、産業分類の格付が異なる企業から同じ生産物が算出されていても生産物分類が異なることは適切ではないため、産業分類と生産物分類は切り離し、独立したものとして考えていく必要があるとされた。 (R2. 2. 7開催 第25回生産物分類策定研究会)  生産物分類において、原材料を自己調達し最終製品まで製造するOEM・ODM業者を自社製造業者と区別する必要はないとされた。 また、ファブレスの販売業者はSNAでは製造業とするのが適当であるが、生産技術を重視してSUTを構築する立場からは卸売業とする方がよいとされ、ファブレスの販売業者の扱いは、産業分類の問題であるという意見があった。 (R2. 3. 31開催 第26回生産物分類策定研究会)	産業分類においてファブレス企業をどのように扱うか検討していただきたい。	経済産業省	現行のままとする。	ファブレスメーカーとは、「製品の企画や設計のみを自社で行い、生産は外部に委託しているメーカー(※)」を指している。 現行産業分類においては、新たな製品の製造加工を行い卸売する事業所は大分類E-製造業に分類され、製造問屋(自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で卸売するもの)は大分類I-卸売業、小売業に分類される。 製造問屋の説明に「製品の企画や設計を行う」との記載はないが、自社製品を卸売するために企画や設計を行っている場合も、その事業の付加価値は卸売することであるため大分類I-卸売業、小売業に分類される。 生産物分類ではファブレス企業と他の製造業を区分していないが、産業分類では自ら製造を行うか否かによって異なる大分類に分類されることから、産業分類と生産物分類を補完的に活用することにより産業・生産構造の実態がより把握できることを目指したい。 なお、ファブレス企業について今回の改定において変更は行わないが、 <b>国際分類の改定において製品の企画や設計に関連する知的財産製品の所有権を持つ場合は製造業に分類するとの検討が行われている。</b> 今後の国際分類の検討結果や経済・社会の環境の変化等を踏まえて、日本標準産業分類第15回改定時の課題として検討することも考えられる。  ※日本銀行調査統計局「金融統計調査票の記入要領 2021年3月」より
C-9	G情報通信業 I卸売業、小売業	—	—	インターネットによる販売と店舗における販売とはサービスの内容が異なるという点や、デジタルエコノミーを把握するという点からも、インターネット販売を区分することは重要だと考えられるが、インターネット販売の定義が非常に複雑で構造的に捉えていかないと難しいことや調査における回答可能性も考慮し、生産物分類では区分しないこととした。 一方で、デジタルインダストリーズをどのように分類するかということは産業分類の話であり、産業分類では把握ができるようにする必要があるので御意見があった。 (R3. 2. 2開催 第31回生産物分類策定研究会)	インターネットによる販売と店舗における販売を区分し、インターネットによる販売を把握できるようにしてほしい。	経済産業省	電子商取引は、現行の分類で調査主に大きな問題はなく把握可能であるため、現行のままとする。	第3回産業分類検討チームにおいて、H28経済センサス-活動調査等のデータを用いて議論された結果を踏まえた理由は以下のとおりである。 「無店舗小売業」(インターネット販売)の見直しの必要性について検討したところ、当該分類におけるインターネット販売の構成比等は把握できている。 また、「無店舗小売業」の問題の有無等については、当該分類に関して分類の判断の際の疑義件数と訂正件数の割合はいずれも低く、それらの内容に大きな問題はなかった。  <b>他方、現行の産業分類では、インターネット販売と実店舗販売を兼業している事業者を把握できないため、どのような分類にすれば産業構造を的確に把握できるかという課題がある。</b>  <b>なお、このような状況を考慮し、中分類「60 無店舗小売業」について今回の改定において変更は行わないが、今後の国際分類の検討結果や経済・社会の環境の変化等を踏まえて、日本標準産業分類第15回改定時の課題として検討することも考えられる。</b>